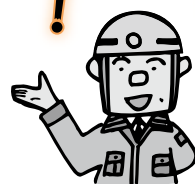


下水道が使える区域にお住まいの方

下水道事業にご理解・ご協力を！



お済みですか？

下水道への接続

市では、皆さまの清潔で快適な生活環境を作るために、下水道整備を進めています。

下水道が使えるようになつた区域（処理区域）にお住まいの方は、生活環境を守り、河川等の水質保全のためにも、下水道への接続にご理解とご協力をお願いします。

宅内排水設備への接続手続きって？

下水道に接続する宅内工事については、市指定の「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は市に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを代行します。指定工事店一覧名簿は、下水道担当の窓口または、市ホームページに掲載してあります。なお、工費は個人負担となります。

工事のための各種制度をご利用ください！

◆排水設備工事資金の融資あつせん制度

- ① 融資あつせん額
工事資金 100万円以内
- ② 利子補給
市が3%以内の利子補給
- ③ 償還方法
融資を受けた日から3年以内毎月元金均等償還
- ④ 融資あつせん条件
処理区域内に居住していること
市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

◆下水道排水設備設置費補助金

下水道処理区域内において平成13年4月1日以降に設置届を提出し、合併処理浄化槽を設置した方で、下水道排水設備工事を行う場合補助金の額は【表1】のとおりです。

【表1】

接続時期（開始時期）	補助金額
処理区域公示から1年以内 (H24年4月使用開始)	8万円
処理区域公示から2年以内 (H23年4月使用開始)	5万円
処理区域公示から3年以内 (H22年4月使用開始)	3万円

教えて、 下水道使用料！

◆使用水量の算定

原則的には水道使用水量に基づいて決めますが、井戸水を使用している場合もありますので、下の【表2】により算定されます。

- ① 井戸水のみ使用で、量水器を設置した場合は、量水器による計測量をもって汚水量とします。
- ※営業用で井戸水を使用する場合も、量水器を設置していただきます。
- ② 一般家庭で水道水と井戸水を併用している場合で、使用水量が認定水量（一人一ヶ月当たり4㎡）より少ない場合は、認定水量とします。

【表2】

現在の使用状況	一般家庭	営業
水道水のみ	水道水使用水量	
井戸水のみ	認定人員×8㎡/月	量水器による計測量
水道水と井戸水を併用	水道水使用水量 + 認定人員×4㎡/月	水道水使用水量 + 量水器による計測量

◆使用料金表（2ヶ月分）

※井戸水を使用している場合で、認定人員の移動変更（転入・出生・転出・死亡等）があった場合は、必ず届出をしてください。

■お問い合わせ

上下水道課下水道担当
(内線613・614)

【下水道料金】

	基本料金（消費税含む）		超過料金（消費税含む）	
	汚水量	金額	汚水量	1㎡につき
一般汚水	20㎡まで	1,470円	20㎡を超え60㎡まで	89.25円
			60㎡を超え100㎡まで	105円
			100㎡を超えるもの	120.75円
公衆浴場汚水		2,100円	20㎡を超えるもの	105円
一時使用汚水	1㎡につき 105円			

今月の納税

納期限（口座振替日） 10月1日（月）

国民健康保険税 第3期
後期高齢者医療保険料 第3期

◆夜間納税相談・収納窓口
9月19日（水）・26日（水）
18時～20時30分

◆休日納税相談
9月22日（土） 10時～16時
※来庁の際は、市役所西側出入口をご利用ください。

■お問い合わせ
収納課（内線163・166）